

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公表番号】特表2005-532259(P2005-532259A)

【公表日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2003-559248(P2003-559248)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/39 (2006.01)

A 6 1 K 9/62 (2006.01)

A 6 1 K 9/64 (2006.01)

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 47/42 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 K 38/28 (2006.01)

C 1 2 N 5/06 (2006.01)

C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/39 Z N A

A 6 1 K 9/62

A 6 1 K 9/64

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/42

A 6 1 P 3/10

A 6 1 K 37/26

C 1 2 N 5/00 E

C 1 2 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

哺乳動物にインスリンを提供するための組成物であって、以下：

増殖する膵臓細胞のカプセル化細胞培養物を含有し、該細胞培養物は以下：

(i) 1つの培養容器から第2容器へと1平方センチメートルあたり約180細胞の初濃度で継代されて、1平方センチメートルあたり約1,800細胞へと増殖する能力、および(ii)増殖されていない細胞および増殖された細胞の両方が、90% PDX-1陽性であり、そして、1:100と1000:1との間のインスリン:アクチンmRNA比を有する、という特性を有する、

組成物。

【請求項2】

前記細胞が、細胞凝集物へ成熟するように処方される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記細胞が、細胞凝集物へ成熟するように処方される、請求項1に記載の組成物であって

、C K 1 9 陽性細胞のカプセル化膜および内部細胞塊を含み、ここで、該凝集物が、5 0 ~ 5 0 0 0 の膵臓細胞を含み、そして5 0 ミクロンと3 0 0 ミクロンとの間の直径を有する、組成物。

【請求項4】

前記哺乳動物が、糖尿病のヒトである、請求項1の記載の組成物。

【請求項5】

前記細胞培養物が、1 : 1 0 と1 0 0 : 1 との間のインスリン : アクチン m R N A 比を有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記カプセル化細胞培養物が、以下：カプセルを作製するためにアルギン酸を用いて前記細胞を包囲する工程、二価カチオンを用いて該アルギン酸を架橋する工程、および該カプセルを囲むためにポリリジン膜を提供する工程、を包含する方法によって生成される、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

カプセル化膵臓細胞を含む組成物であって、該細胞は以下：(i) 1 つの培養容器から第2

容器へと1平方センチメートルあたり約1 8 0 細胞の初濃度で継代して1平方センチメートルあたり約1 , 8 0 0 細胞へと増殖する能力、および(i i) 増殖されていない細胞および増殖された細胞の両方が、9 0 % P D X - 1 陽性であり、そして、1 : 1 0 0 と1 0 0 0 : 1 との間のインスリン : アクチンの m R N A 比を有する、という特性を有する、組成物。